

建物所有者・管理者、調査・検査員の皆様へ

# 文京区では 2025年7月1日以降も 常時閉鎖式防火扉は 特定建築物調査の対象です

国土交通省の告示改正により、  
2025年7月1日から定期報告制度の調査・検査内容が見直されます。

1 定期調査・検査報告項目の  
重複の解消や合理化が行わ  
れました。

2 赤外線装置・可視カメラ・  
センサー等の新技術による  
調査・検査が可能となりま  
した。

東京都では、  
常時閉鎖式防火扉を引き続き、特定建築物定期報告の調査対象とし、  
防火設備定期報告では検査を要しないことや、  
東京都建築安全条例の改正に伴う調査項目の見直しなど、  
東京都独自の改正を行っています

お問い合わせ先

文京区 都市計画部 建築指導課 設備担当  
TEL：03-5803-1265